

大分県報

令和六年
第四九七号
四月二日

（火曜日）

目次

告示	一
令和六年度大分県新規学卒者実態統計調査の実施	一
土地改良区の定款変更認可	一
県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧（七件）	一
指定漁船調書の縦覧	三
都市計画事業の事業計画の変更認可	三
公 告	四
落札者等の公示	四
競争入札参加者の資格に関する公示	四
一般競争入札の実施	五

○ 告 示

大分県告示第二百号

大分県統計条例（平成二十一年大分県条例第十四号）の規定に基づき、大分県新規学卒者実態統計（県基幹統計第八号）を作成するため、令和六年度大分県新規学卒者実態統計調査を次のとおり実施する。

令和六年四月二日

大分県知事

佐

藤

樹

一郎

- 調査の目的
県内の新規学卒者の進学、就職等の進路状況を県内及び県外別に調査し、卒業者の流動状況を明らかにすることを目的とする。
- 調査の範囲
県内にある大学、短期大学、高等専門学校、専門課程を有する専修学校及び高等学校の

令和六年四月二日

令和五年度間の卒業者

三 調査事項

- 大学、短期大学、高等専門学校及び専門課程を有する専修学校
進学者数並びに就職先の地域別及び産業別の就職者数
- 高等学校
進学先別の進学者数及び就職先の地域別の就職者数

四 調査の期日

令和六年五月一日現在によって行う。

五 調査の方法

別に定める調査票を用いて行う。

六 その他

この調査は、大分県統計条例第二条第二項に規定する県基幹統計である。

大分県告示第二百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和六年四月二日

大分県知事

佐

藤

樹

一郎

土地改良区名

所在地

認可年月日

白水井路土地改良区

竹田市

令六・三・一四

大分県告示第二百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和六年四月二日

大分県知事

佐

藤

樹

一郎

大分県報（告示）

一

事業名	県営防災ため池事業 (地震対策型)
地区名	ぐみヶ谷 溜池地区
縦覧期間	令四・四・二から 令四・四・二二まで
縦覧場所	大分市役所

大分県告示第二百三三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和六年四月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	県営防災重点農業用ため池等 整備事業
地区名	龍の熊池 地区
縦覧期間	令六・四・二から 令六・四・二二まで
縦覧場所	国東市役所

大分県告示第二百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和六年四月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	県営防災重点農業用ため池等 整備事業
地区名	午谷池地 区
縦覧期間	令六・四・二から 令六・四・二二まで
縦覧場所	国東市役所

大分県告示第二百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和六年四月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	県営防災重点農業用ため池等 整備事業
地区名	秀池地区
縦覧期間	令六・四・二から 令六・四・二二まで
縦覧場所	国東市役所

大分県告示第二百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和六年四月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	県営防災重点農業用ため池等 整備事業
地区名	矢川下池 地区
縦覧期間	令六・四・二から 令六・四・二二まで
縦覧場所	国東市役所

大分県告示第二百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営

土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。
 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
 令和六年四月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営防災重点農業用ため池等整備事業	姫上池地区	令六・四・二から 令六・四・二二まで	国東市役所

大分県告示第二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。
 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
 令和六年四月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営集落基盤整備事業（農業用排水施設整備）	挾間地区（時松明神・時松桐木下）	令六・四・二から 令六・四・二二まで	由布市役所

大分県告示第二百九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次ののとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧

に供する。
 令和六年四月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 届出事項
 - 1 発起人の住所及び氏名
 - 豊後高田市美和三千七百九番地二 室屋 弘栄
 - 豊後高田市来縄二千三百六十二番地一 長谷 友和
 - 豊後高田市呉崎七百五十一番地三 岩本 義彦
 - 2 加入区
 - 豊後高田市加入区
 - 3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
 - 大分県漁業協同組合
- 二 指定漁船調書の縦覧
 - 1 縦覧期間
 - 令和六年四月二日から同月十六日まで
 - 2 縦覧場所
 - (一) 大分市府内町三丁目五番七号 大分県漁業協同組合事務所
 - (二) 豊後高田市呉崎七百五十三番地 大分県漁業協同組合豊後高田取次店事務所

大分県告示第二百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。
 令和六年四月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 施行者の名称
 - 豊後高田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称

豊後高田市計画下水道事業

豊後高田市公共下水道

三 事業施行期間

変更前 昭和五十二年三月一日から令和六年三月三十一日まで

変更後 昭和五十二年三月一日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年四月二日

大分県知事

佐藤 樹一郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県文書編集ソフトウェア一式

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

大分県総務部電子自治体推進課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和六年一月二十四日

四 落札者の氏名及び住所

富士フイルムビジネスイノベーションシヨンジヤパン株式会社 大分営業所 所長 稲田 智 己

大分市都町一丁目一番二十三号

五 落札金額

四千四百五十八万六千三百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和五年十二月十五日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和六年四月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 調達をする物品等の種類

大分県警察情報ネットワーク用通信機器賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ないもの

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

- イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）
- ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本の額をいう。）
- （四） 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）
- （五） その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 〇九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和六年四月二日から同月二十二日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（同年七月に申請受付）を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争

入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。

次とおり一般競争入札に付するので公告する。

令和6年4月2日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

大分県警察情報ネットワーク用通信機器賃貸借契約

(2) 借入期間

令和6年12月1日から令和11年11月30日まで（60か月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(3) 納入期限

令和6年11月30日

(4) 納入場所

大分県警察本部警務部情報管理課ほか167所在地

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達に、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを停てい

<p>(4) この公告の日から7の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(6) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和6年5月17日（金）午後5時までに大分県警察本部警務部情報管理課運用・管理係に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>3 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和6年4月2日（火）から同月22日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所 大分県ホームページ（https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html）より申請書類をダウンロードし、又は(3)に掲げる場所において交付を受けること。</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p>	<p>(1) 場所 大分県警察本部警務部情報管理課運用・管理係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2428</p> <p>(2) 日時 令和6年4月2日（火）から同年5月13日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係 (2) 提出期限 令和6年5月24日（金）午前10時。ただし、郵送の場合は、同月23日（木）午後5時までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等 (1) 場所 大分県庁舎新館9階 会議室 (2) 日時 令和6年5月24日（金）午前10時 (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合において、再度の場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次</p>
---	--

<p>に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 4の(1)に同じ。</p> <p>(2) 交付日時 4の(2)に同じ。</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2263</p> <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他</p> <p>(1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受け</p>	<p>る。</p> <p>17 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented Communication equipment for the Oita Prefectural Police Information Network</p> <p>(2) Time limit for tender 10:00 a.m. 24 May 2024</p> <p>(3) Office Information Administration Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p>
--	---